

者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など陽性者等が接触したと考えられる箇所

② 食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース

食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所

(2) 使用する消毒液及び使用方法

陽性者等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬する。

(3) 消毒時に使用する保護具

清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものなどの保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。また、手袋は滅菌したものでなくとも差し支えないが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。

(4) 消毒後の手指の衛生

消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹼による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。

新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です。

従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

- (1)労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2)労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3)労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

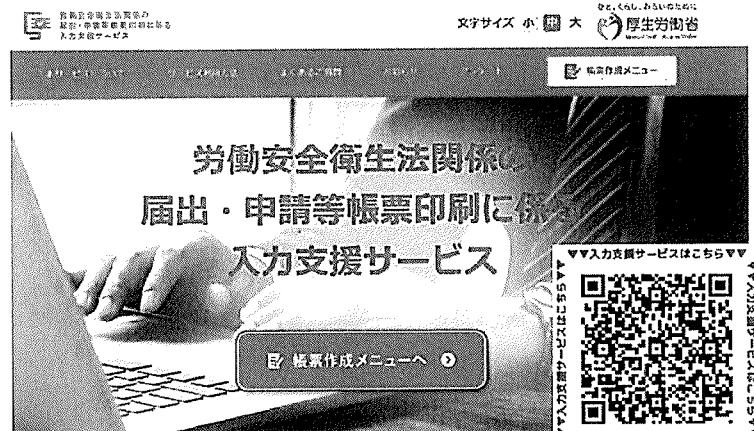
※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められた様式（OCR式帳票）を用いて作成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係るにより、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

⇒ 新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～
チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000657665.pdf>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働者死傷病報告

記入例

様式第23号(第97条関係) (表面)

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------|------------------|------------------|------|---------------------------|------|-----|-----|----------|----------|--------|--|
| 労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。) | | | | | | | | | | | | 事業の種類 | |
| 81001 | 1311111234560000000 | 都道府県 | 都道府県 | 管轄 | 管轄 | 居住番号 | 居住番号 | 枝番号 | 枝番号 | 被・活・業別番号 | 被・活・業別番号 | 医療、福祉業 | |
| 事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。) | | | | | | | | | | | | | |
| カナ | コウセイカイロウドウビヨウイン | | | | | | | | | | | | |
| 漢字 | 医療法人厚生会労働病院 | | | | | | | | | | | | |
| 工事名 | | | | | | | | | | | | | |
| 職員記入欄 被災者の事業の労働保険番号 | | | | | | | | | | | | | |
| 事業場の所在地 | 千代田区霞ヶ関○-○-○ 電話 03 (xxxx) ▲▲▲ | | | | | | | | | | | | |
| 郵便番号 | 労働者数 | 生年月時 | (時刻は24時間表記とすること) | | | | | | | | | | |
| 100-X-XXX | 100人 | 7:平成 9:令和 → | 9020401 | 1500 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | | | | |
| 被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること) | | | | | | | | | | | | | |
| カナ | コウドウタロウ | | | | | | | | | | | | |
| 漢字 | 労働太郎 | | | | | | | | | | | | |
| 休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○) 休業見込 月曜日 3 月曜日 0 死亡 死亡日時 | | | | 傷病 | 傷病部位 | 被災地の場所 | | | | | | | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染による肺炎 | 呼吸器 | 勤務地内 | | | | | | | |
| 災害発生状況及び原因 | | | | | | | | | | | | | |
| (後日、PCR検査の結果陽性判定)の吸引処置に当たった看護師に4月1日から発熱の症状が見られたため、PCR検査を実施したところ、4月2日に陽性判定となり、同日から入院したもの。 | | | | | | | | | | | | | |
| 勤務中は防護衣とマスクを着用していた。 | | | | | | | | | | | | | |
| 労働者が外国人である場合のみ記入すること。 国籍・地籍 () 在留資格 () | | | | | | | | | | | | | |
| 報告書作成者 職 氏 名 | 事務長 厚生 太郎 | | | | | | | | | | | | |
| 四箇・地域コード 職員記入欄 | 在留資格コード | | 起因物 事故の型 | 店舗コード 発注者種別 | | 業種分類 自由設定項目 (2) (3) | | | | | | | |
| 事業場を代表する者など、報告権限を有する方が記入してください。 | | | | | | | | | | | | | |

令和2年 4月10日

事業者職氏名

医療法人 厚生会労働病院

霞ヶ関 労働基準監督署長殿

病院長 安衛 法子

記名・押印に代えて、署名によることができます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災請求のご参考となるよう、労災認定の具体的な事例について概要をご紹介します。

なお、同感染症の労災認定の考え方について示した令和2年4月28日付け基補発0428第1号「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱い」（以下「通知」といいます。）に記載している事項に沿って、職種に着目して事例をご紹介します。

1 医療従事者等の事例（通知 記の2の（1）のア）

【考え方：医師、看護師、介護従事者等の医療従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる】

事例1）医師

A医師が診察した患者に発熱等の症状がみられ、その患者は後日新型コロナウイルスに感染していたことが判明した。その後、A医師は発熱等の症状が出現し、濃厚接触者としてPCR検査を行ったところ、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、A医師は、業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定された。

事例2）看護師

B看護師は、日々多数の患者に対し、問診、採血等の看護業務に従事していたところ、頭痛、発熱等の症状が続き、PCR検査で新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、B看護師は、業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定された。

事例3）介護職員

介護職員のCさんは、訪問介護利用者宅で介護業務に従事していたところ、利用者に新型コロナウイルス感染が確認されたため、濃厚接触者としてPCR検査を受けた結果、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、Cさんは、業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定された。

事例4）理学療法士

D理学療法士は、病院のリハビリテーション科で業務に従事していたところ、院内で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、複数の医師の感染が確認された。それらの医師と接触歴があったD理学療法士にも、咳、発熱等の症状が出現し、PCR検査で新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、D理学療法士は、業務外で感染したことが

明らかではなかったことから、支給決定された。

2 医療従事者等以外の労働者であつて感染経路が特定された場合の事例（通知 記の2の（1）のイ）

【考え方：感染源が業務に内在していることが明らかな場合は、労災保険給付の対象となる】

事例5) 飲食店店員

飲食店店員のEさんは、店内での業務に従事していたが、新型コロナウイルス感染者が店舗に来店していたことが確認されたことから、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

また、労働基準監督署における調査の結果、Eさん以外にも同時期に複数の同僚労働者の感染が確認され、クラスターが発生したと認められた。

以上の経過から、Eさんは新型コロナウイルスに感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

事例6) 建設作業員

建設作業員のFさんは、勤務中、同僚労働者と作業車に同乗していたところ、後日、作業車に同乗した同僚が新型コロナウイルスに感染していることが確認された。Fさんはその後体調不良となり、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

また、労働基準監督署における調査の結果、Fさんについては当該同僚以外の感染者との接触は確認されなかった。

以上の経過から、Fさんは新型コロナウイルスに感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

3 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されない場合の事例（通知 記の2の（1）のウ）

【考え方：感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務（複数の感染者が確認された労働環境下での業務や顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務など）に従事し、業務により感染した蓋然性が高いものと認められる場合は、労災保険給付の対象となる】

事例7）小売店販売員

小売店販売員のGさんは、店頭での接客業務等に従事していたが、発熱、咳等の症状が出現したため、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署において調査したところ、Gさんの感染経路は特定されなかつたが、発症前の14日間の業務内容については、日々数十人と接客し商品説明等を行っていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。

一方、発症前14日間の私生活での外出については、日用品の買い物や散歩などで、私生活における感染のリスクは低いものと認められた。

医学専門家からは、接客中の飛沫感染や接触感染が考えられるなど、当該販売員の感染は、業務により感染した蓋然性が高いものと認められるとの意見であった。

以上の経過から、Gさんは、新型コロナウイルスに感染しており、感染経路は特定されないが、従事した業務は、顧客との近接や接触が多い労働環境下での業務と認められ、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと判断されることから、支給決定された。

事例8）タクシー乗務員

タクシー乗務員のHさんは、乗客輸送の業務に従事していたが、発熱の症状が出現したため、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署において調査したところ、Hさんの感染経路は特定されなかつたが、発症前の14日間の業務内容については、日々数十人の乗客（海外や県外からの乗客を含む）を輸送する業務を行っていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。

一方、発症前14日間の私生活での外出については、日用品の買い物などで、私生活における感染のリスクは低いものと認められた。

医学専門家からは、飛沫感染が考えられるなど、当該乗務員の感染は、業務により感染した蓋然性が高いものと認められるとの意見であった。

以上の経過から、Hさんは、新型コロナウイルスに感染しており、感染経路は特定されないが、従事した業務は、顧客との近接や接触が多い労働環境下での業務と認められ、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと判断されることから、支給決定された。

テレワークに関する各種情報はここから!

テレワーク総合ポータルサイト

OPEN!

テレワークに関する様々な情報を得るために
入り口となるWEBサイトです

テレワークの
相談をしたい

テレワーク実施上の
留意点や先進的な取組
事例などを知りたい

セミナーやイベントに
参加したい

助成金について
知りたい

テレワーク総合ポータルサイト

このポータルサイトではテレワークに関する様々な情報を提供しています。
テレワーク導入を検討している企業の皆さま、テレワークに興味のある方はぜひご活用ください。



テレワークについて
知りたい

助成金・助
成金を高めたい

テレワークを導入したい
知識を高めたい

Q&A

テレワークに関する
Q&A

企業の取り組み事例を
知りたい

セミナー・イベントに
参加したい

助成金

テレワークに関する
リンク

助成金

助成金について
知りたい

助成金

技術情報

セミナー・イベント

テレワークに関する
役立つ情報サイト

助成金



テレワークに関しては、「言葉は聞いたことはあるが、よく分からない」、「どんなメリットがあるのか分からない」、「テレワークを導入したいが手順が分からない」、「テレワークは今どのような状況なのか調べたい」と思う方も多いいらっしゃると思います。

ぜひ、テレワーク総合ポータルサイトを御活用いただき、テレワークの導入、知識の拡大、事例研究、助成金活用を進めていただきますよう、お願いいたします。

テレワーク総合ポータルサイト

検索



<https://telework.mhlw.go.jp/>

テレワークについての様々な情報を簡単に得られます! ぜひご活用ください!



小学校休業等対応助成金の活用方法と 相談窓口のご案内

令和2年2月27日から同年12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

* 詳細は裏面をご参照ください

活用方法・申請期限

- 令和2年**2月27日から9月30日**までの休暇に関する申請期限は**12月28日**です。
※ 令和2年10月1日から同年12月31日までの休暇に関する申請期限は令和3年3月31日です。
- 助成内容は**特別休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10(※)**です。
※ 日額上限：15,000円（令和2年3月31日までの休暇分については8,330円）
- この助成金は、既に欠勤や年次有給休暇の取得として処理された分についても、事後的に特別休暇に振り替えた場合は**対象**になります。

➡ 事業主の皆さんには、この助成金を活用して**有給の特別休暇制度を設けていただき、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境**を整えていただくとともに、過去に欠勤等で処理した分についても、特別休暇に振り替えて本助成金をご活用いただけるよう、ご検討をお願いします。

労働者の皆様へ：相談窓口のご案内

- 都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用もらいたい」等の労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ**を行っています。【ご相談は裏面の相談窓口一覧まで】

事業主の皆様へ：申請手続き及び申請に係る相談窓口のご案内

- 申請手続き、助成金の**支給要件等の詳細**について、下記のコールセンターでご相談に対応しています。助成金の**申請書類**は、下記の「受付センター」まで**郵送**をお願いします。
- また、都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口』において、**申請書類の作成支援**を全面的に行います。

① 【コールセンター】 申請方法等のお問い合わせは、下記のフリーダイヤルまで
(フリーダイヤル) 0120-60-3999 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

② 【受付センター】 申請書の提出先は、こちらです。

〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号 学校等休業助成金・支援金受付センター

※郵送先は厚生労働省・都道府県労働局ではありません。

必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。

③ 【都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口】】 裏面参照

主な支給要件

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
- ・なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- ・新型コロナウイルスに感染した子ども
- ・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）等

※ 学校の場合は、校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。

その他の支給要件や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html



新型コロナ 休暇支援 検索

小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口

| 都道府県 | 電話番号 | 都道府県 | 電話番号 | 都道府県 | 電話番号 | 都道府県 | 電話番号 |
|------|------------------------------|------|--------------|------|------------------------------|------|--------------|
| 北海道 | 011-709-2715 | 東京 | 03-6867-0211 | 滋賀 | 077-522-6648 | 香川 | 087-811-8924 |
| 青森 | 017-734-4211 | 神奈川 | 045-211-7380 | 京都 | 075-241-0504 | 愛媛 | 089-935-5222 |
| 岩手 | 019-604-3010 | 新潟 | 025-288-3501 | 大阪 | 06-7660-0072 06-6949-6494 | 高知 | 088-885-6041 |
| 宮城 | 022-299-8834 022-299-8844 | 富山 | 076-432-2740 | 兵庫 | 078-367-0850 | 福岡 | 092-411-4764 |
| 秋田 | 018-862-6684 | 石川 | 076-265-4429 | 奈良 | 0742-32-0210 | 佐賀 | 0952-32-7218 |
| 山形 | 023-624-8228 | 福井 | 0776-22-3947 | 和歌山 | 073-488-1170 | 長崎 | 095-801-0050 |
| 福島 | 024-536-2777 | 山梨 | 055-225-2851 | 鳥取 | 0857-29-1701 | 熊本 | 096-352-3865 |
| 茨城 | 029-277-8295 | 長野 | 026-223-0551 | 島根 | 0852-20-7007 | 大分 | 097-532-4025 |
| 栃木 | 028-633-2795 | 岐阜 | 058-245-8124 | 岡山 | 086-224-7639 | 宮崎 | 0985-38-8821 |
| 群馬 | 027-896-4739 | 静岡 | 054-252-1212 | 広島 | 082-221-9247 | 鹿児島 | 099-223-8239 |
| 埼玉 | 048-600-6210 | 愛知 | 052-857-0313 | 山口 | 083-995-0390 | 沖縄 | 098-868-4380 |
| 千葉 | 043-306-1860 | 三重 | 059-226-2110 | 徳島 | 088-652-2718 | | |

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等に係るQ&A

【企業の方向け】

Q. 職場において、新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等が起きた場合には、どのように対応したらよいでしょうか。また、そのような事態を未然に防ぐために、どのようなことをすべきでしょうか。

A. 新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等は、あってはならないものです。

例えば、過去に新型コロナウイルスに感染したことを理由として、人格を否定するような言動を行うこと、一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし職場で孤立させること等は、職場におけるパワーハラスマントに該当する場合があります。職場におけるパワーハラスマントに関しては、改正労働施策総合推進法により、その防止のために事業主において雇用管理上の措置を講じることが求められています。

具体的には、相談窓口をあらかじめ定め労働者に周知することや事実関係を迅速かつ正確に把握し、適正な措置を行うこと等が必要です（令和2年6月1日施行。中小事業主は令和4年3月31日までは努力義務。）。また、事業主に相談したこと等を理由とする不利益取扱いも禁止されていますので、ご留意ください（相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止は、規模にかかわらず、全ての事業主が対象となります）。これらの措置義務に違反した場合には、都道府県労働局において行政指導（助言・指導・勧告等）を行うこととなります。

なお、事業主自らも、パワーハラスマント問題に対する関心と理解を深め、労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うよう努める必要があります。

新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等が行われることのないよう、労働者への周知・啓発を徹底し、適切な相談対応等を行っていただくことなどにより、職場環境の改善を行っていただきますようお願いします。

＜リーフレット「2020年6月1日より、職場におけるハラスマント防止対策が強化されました！」＞

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000683138.pdf>

【労働者の方向け】

Q. 職場において、新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等を受けて困っています。どこに相談したらよいでしょうか。

A. 新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等は、あってはならないものです。

例えば、過去に新型コロナウイルスに感染したことを理由として、人格を否定するような言動を行うこと、一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし職場で孤立させること等は、職場におけるパワーハラスマントに該当する場合があります。

新型コロナウイルスに関連した上記のような職場のトラブルがある場合には、まずは職場の相談窓口にご相談ください。企業内に相談窓口が設置されていない場合あるいは職場内の相談窓口に相談したが対応してくれない、相談しにくいといった場合には、各都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナーにご相談ください。

＜総合労働相談コーナー（厚生労働省HP）＞

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaikefu/soudan.html>

全麺2発 第44号
令和2年12月16日

協 組 理 事 長 各 位
会 員 組 合 員 各 位

全国製麺協同組合連合会
会長 鳥居憲夫
(公印略)

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼びかけについて
(農林水産省協力依頼)

拝啓 師走の候 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より、当会事業に対しましてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、マイナンバーカードの普及については、これまで、昨年6月4日にデジタル・
ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の
促進に関する方針」(別添1)に基づき、マイナポイント事業による消費活性化策や令和3
年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカー
ドの積極的な取得と利活用の促進につきまして、農林水産省食料産業局食品製造課から、
協力依頼がありました。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につ
ながることが期待されます。また、従業員にとっても、公的な身分証明書になる他に、マ
イナポイント1人5,000円分(上限)がもらえるとともに、住民票の写し、課税証明書等
のコンビニでの取得、e-Taxによる確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との
一体化も検討され、住所変更等の際、市区町村窓口でマイナンバーカードの住所変更をす
れば警察署に届け出ることは不要になるなど、マイナンバーカードは、大きなメリットが
あるカードです。

つきましては、貴社の従業員、個人の加入者や組合員等に対し、マイナンバーカードの
積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、下記の資料を当会ホームページ(<https://zenmenren.or.jp>)の組合会員様専用サ
イト(ユーザー名:seimen パスワード:kumiai)の「行政関係情報・通知」の所へ掲載
しておりますのでご覧ください。

記

- ① 「メリットいっぱい、マイナンバーカード」(チラシ)
説明動画「メリットいっぱいマイナンバーカード」
(動画でマイナンバーカードのメリット、取得方法、安全性等について紹介)
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>

- ② 「これからは手放せない！マイナンバーカード」（ポスター）
(マイナンバーカードのメリットをポスターの形で紹介)
- ③ 「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」（リーフレット）
(マイナンバーカードの安全性や紛失時の対応について紹介)
- ④ 「つくってみよう！マイナンバーカード」（リーフレット）
(マイナンバーカードの申請方法や手順を紹介)
- ⑤ 「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」（リーフレット）
(マイナンバーカードで健康保険証として利用するための申込方法等について紹介)
- ⑥ 「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」（リーフレット）
(マイナンバーカードで健康保険証として利用するメリット等について紹介)
- ⑦ 「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」（リーフレット）
(マイナポイントの予約・申込方法について紹介)
- ⑧ 「マイナンバーカードでつかってみよう！マイナポータル」（リーフレット）
(子育てや介護のオンライン申請や行政からのお知らせの受取等ができるマイナポータルについて紹介)
- ⑨ マイナンバーカードに関するFAQ
(マイナンバーカードに関するよくある質問と回答)

- ※1 従業員に対する呼びかけは、できる限り速やかに実施頂ければ幸いです。
- ※2 令和2年度中にQRコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付する予定であり、QRコードを用いたオンライン申請を推奨しております。また、一部の市区町村においては、カードの交付申請について、貴社等に赴く方式を実施しています。御興味がある社におかれでは、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談ください。
- ※3 以上のか、貴社の実情に応じ、従業員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただくとともに、貴社において、個人の農林漁業者が加入者や組合員となっている場合は、顧客の窓口対応等の接点においてチラシの配布、広報誌やメールマガジン等を発行・送付する機会にマイナンバーカードの普及促進について掲載していただくなどの働きかけを行っていただけると幸いです。

以上

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（抄）

〔 令和元年6月4日
デジタル・ガバメント閣僚会議 〕

I 基本的考え方

国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

このため、令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策について、利便性が高く、将来のポイント利用の拡張性も担保したシステム基盤を目指し、マイナンバーカードの普及につなげる。

令和3年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用する。その際、全国の医療機関等が円滑に対応できるよう、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、国家公務員や地方公務員等によるマイナンバーカードの率先した取得を促すとともに、各保険者による取得促進策の速やかな具体化を推進する。

（略）

各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

（2）全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ

マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業において必要な手続が円滑に進むよう、本年7月に、全業所管官庁等の局長級会議を設置する。

業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各団体等への要請、説明会の開催、カード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。

また、健康保険証利用が円滑に進むよう、各業所管省庁から業界団体等を通じて、初回登録、医療機関へのシステム対応等の働きかけ、被保険者への周知等を実施する。

あわせて、主要経済団体等を通じて、同様の取組を行う。

別添 1 (概要) マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針 (概要)

令和元年6月4日
デジタルガバメント閣僚会議

- 国民にマイナンバーカードのメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体ポイントの活用

(1) 制度設計等（基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。）

(2) 環境整備（本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキ-ID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

(1) 医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用等）
(2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目途に公表。国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。）

(3) 企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化等）

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

(1) 全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等（安全・安心で利便性の高いデジタル社会を実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。）
(2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。）
(3) マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申請サービスの積極的展開、他の行政機関等（ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））
(4) 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備（新生児、外国人等の住民票作成）
(5) 取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開設や臨時窓口の設置等）
(6) 電子証明書等の更新への対応

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

①デジタル・ハローワーク・サービス・サービス・サービス、②デジタル・キャッシュ・パス、③納稅手続きのデジタル化、④建設キャリアアップシステムとの連携、⑤各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥公的サービス等での利活用拡大、⑦マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

6. マイナンバーの利活用の推進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

III フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

燃料給油カード発行のご案内

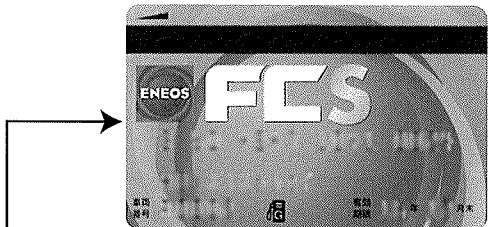
燃料カード
共同購入

中小企業様向けに共同購入のメリットを生かして燃料カードを発行し、
売掛制度でも現金価格同等の価格で給油が出来ます。

① カード発行対象者 ◎ 法人様・個人事業主様

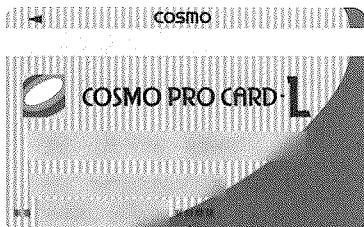
② 給油メーカー ◎ 「ENEOS・Esso・Mobil・ゼネラル」又は「Cosmo」
全国同一価格でご利用できます。

①「ENEOS・Esso・Mobil・ゼネラル」共通カード



こちらのカードはENEOS全店でご利用できます。

②「Cosmo」カード



③ 支払い方法

売掛請求(末締め翌月25日支払い)振込み手数料は御社負担になります。
※日本物流協同組合の燃料カード利用規約に基づく契約が必要になります。

④ お申込手順

1. お申し込み書にご記入、ご捺印の上、お送りください。

2. 上記書類到着後に必要書類をお送り致しますので、
再度ご記入・ご捺印の上ご返送ください。

※カード発行には当組合規定の審査がございます。ご要望にお応えできない場合があります。
予めご了承ください。

年会費・
カード維持費・
諸経費
一切無料

共同購入により
売掛でも
現金同等価格にて
給油が出来る。

メリット

全国
統一価格にて
給油が出来る。

一括管理
一括請求なので、
管理が簡単
時間短縮
経費削減





FAX 03-6432-5783

上記のFAX番号へ送信してください。

加入申込書

申込み日 年 月 日

一般社団法人 豊受 御中

東京営業所

〒108-0074 東京都港区高輪二丁目15-11
高輪ホワイトマンション1006号
TEL070-5341-8778 FAX03-6432-5783

| | | | | | |
|---------------------------|-------------------------------|---------------------|---|---|---|
| フリガナ 企 業 名 | フリガナ 代表者名 | (印) | | | |
| フリガナ 住 所 | — | | | | |
| 連 絡 先 TEL | — | FAX | — | — | |
| E-MAILアドレス | | @ | | | |
| 資 本 金 | 万円 | 従業員数 | 人 | | |
| 業 种 | 設立年月日 | □明治 □大正 □昭和 □平成 □令和 | 年 | 月 | 日 |
| カード枚数 | ①「ENEOS・Esso・Mobil・ゼネラル」共通カード | | | | 枚 |
| | ②「Cosmo」カード | | | | 枚 |
| 所属組合名または幹事会社名 全国製麺協同組合連合会 | | | | | |

日本物流協同組合 記入欄

企業代表者様のお名刺をお貼り下さい。